

班回覽

令和3年度 陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業

陸別町に移住・定住する方の住宅取得や住宅改修に係る費用を助成します。

<令和3年度中に工事の契約締結、着工、完了する一般住宅が対象です。>

■ 補助金の交付対象者は、次の方です。

- ・新規移住者
- ・町内在住者
- ・町外に住む町内在住者の子
(町内在住の親のために住宅新築・住宅改修を行おうとする方)



■ 住宅取得等に係る補助金の額は、次のとおりです。

区分	補助基準	補助限度額	
住宅新築	(居住部分の床面積が50平方メートル以上で500万円以上)		
	一般世帯	床面積1平方メートル×1万円	200万円
	子育て世帯	床面積1平方メートル×1万5千円	300万円
	二世帯	床面積1平方メートル×2万円	400万円
住宅改修	改修費用の2分の1以内	50万円	

※ 町外の子が町外の事業者へ施工させた場合は、補助限度額は2分の1になります。

■ 補助金の申請に必要な主な要件

- ◇ 当該住宅に町民として10年以上居住すること。
(10年未満で転居等した場合は、居住期間に応じて補助金の返還が生じます。)
- ◇ 陸別町内に本店を置く事業者が施工すること。
(ただし、町外の子が交付対象者の場合は、この限りではありません。)
- ◇ 補助金交付申請前に、事前に事業採択申請書(関係書類添付)を提出すること。
- ◇ 事業が採択され、住宅を新築した方は入居した日から、住宅を改修した方は改修が完了した日から、いずれも6ヵ月以内に補助金交付申請書(関係書類添付)を提出すること。

■ 本補助事業は令和5年3月31日で終了し、各年度、予算の範囲内での実施となります。

■ 申請手続き等、詳しくは、役場総務課企画財政室までご相談ください。

問合・申込先 陸別町役場総務課企画財政室 (27-2141 内線:215)

(裏面もあります)